

設 計 変 更 等 事 務 処 理 要 領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県が発注する建設工事の請負契約に係る、設計変更及びそれに伴う契約変更の取扱いに関し、必要な事項を定め、もって、円滑な建設工事の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 設計変更 静岡県建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第18条及び第19条等の規定により設計図書等を変更することをいう。この場合において、契約変更の前に受注者に指示することを含むものとする。
- (2) 工期変更 約款第18条、第19条、第20条、第21条及び第22条等の規定による工期の延長又は短縮をいう。
- (3) 契約変更 設計伺作成要領別紙2「設計（変更）伺」により、設計変更の内容を反映した設計図書等（以下「変更設計書」という。）及び支出負担行為伺（変更）を起案し、工期又は請負代金額を変更する契約の締結までをいう。
- (4) 軽微な設計変更 以下のすべてに該当するものをいう。
 - ア 構造物の位置等の変更で重要でないもの
 - イ 変更見込金額の合計金額が1,000万円未満のもの

(設計変更の範囲)

第3条 特段の理由がない限り、当初契約時の施工延長内又は施工範囲内の設計変更を原則とする。

(設計変更の対象となる事項)

第4条 設計変更は、以下の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 設計図書が相互に一致しない場合（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合
- (3) 設計図書の表示が明確でない場合
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約その他の設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じた場合
- (6) その他、発注者が必要があると認める場合
- (7) 約款第20条、第21条、第22条及び第25条等に該当する場合

(設計変更の手続)

第5条 設計変更は、手続が別に規定されているものを除き、その必要が生じた都度、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認した上で、静岡県建設工事監督要領（平成28年静岡県訓令乙第6号）様式1（以下「指示書」という。）により発注機関の長の決裁を得て、受注者へ指示することにより行うものとする。ただし、軽微な設計変更のうち、1件の指示書の増減額が500万円未満の場合は、総括監督員の決裁とする。

2 前項の決裁に際しては、設計変更の理由等を記載した書面を指示書に添付するものとする。なお、指示書によらずに設計変更を行う場合は、設計（変更）伺へ設計変更の理由等を記載した書面を添付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、現契約金額が5億円以上で、かつ、現契約金額に増減が見込まれるときは、部長決裁を受けなければならない。ただし、変更後の契約金額が5億円未満と見込まれる場合はこの限りでない。

(設計変更に伴う契約変更)

第6条 設計変更に伴う契約変更は、適切な時期に変更設計書及び支出負担行為伺（変更）の決裁を受け、約款第24条の規定により、受注者との協議を経て行うものとする。ただし軽微な設計変更に伴う契約変更は、工事完成のとき（債務負担行為等の複数年度に渡る工事にあつては各会計年度末）までに行うことをもって足りるものとする。

(中間前払金及び部分払)

第7条 軽微な設計変更により契約変更が工事完成のときとなる場合の中間前払金、部分払金の算定については、現契約金額によるものとする。

(工期のみの変更)

第8条 約款第21条、第22条及び第23条の規定による工期の変更契約のみ行う場合にあつては、発注機関の長が専決処理するものとする。

(附 則)

この要領は令和7年10月1日から施行する。